明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（調整項目に係る経過措置）

第七条　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第八条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

○金融庁・農林水産省告示第十二号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

目次中「第百五十五条」を「第百五十五条―第百五十五条の三」に、「第七章　マーケット・リスク」を「第六章の二　ＣＶＡリスク
第一節　算出方式（第二百四十七条の二）
第二節　標準的リスク測定方式（第二百四十七条の三）
第三節　先進的リスク測定方式（第二百四十七条の四・第二百四十七条の五）
第七章　マーケット・リスク」に改める。

第一条第八号ロ中「金融機関の」の下に「Ｔｉｅｒ1資本の額又は」を加え、同条第二十九号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十一号イ中「第六号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第六号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号ト」を「（前号ト」に掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三十一の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1)　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2)　(1)に掲げる者の子法人等（農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

第一条第四十七号ハ中「（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削り、「同条第三項に規定する関連法人等をいう。」を「令第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。」に改め、同条第五十二号中「（農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削り、「であって」の下に「、連結自己資本比率（次条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」を加え、同条第六十七号ハ中「補填」を「補塡」に改め、同条第七十一号の次に次の一号を加える。

七十一の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第七十四号中「第七十六号」の下に「、第百三十五条第八項」を加え、同条第七十五号中「この号、第二百七十九条の六及び第二百七十九条の七において」を削る。

第二条を次のように改める。

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条　農林中央金庫の自己資本比率基準（第十四条において「国際統一基準」という。）のうち農林中央金庫法（以下「法」という。）第五十六条第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通出資等Ｔｉｅｒ1資本の額（普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額－普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額）
―――――――――――――――――――――――――――――――――
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額